

2012 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第 14 回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 村山眞維

2012 年度の学会奨励賞著書部門は、見平典会員の『違憲審査制をめぐるポリティクス：現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の背景』に決定しました。学会奨励賞論文部門については、残念ながら該当作がありませんでした。

見平会員の『違憲審査制をめぐるポリティクス』は、「20 世紀中期以降のアメリカ合衆国の憲法過程を政治学的・社会学的に分析することを通して、この時期に連邦最高裁による積極的な違憲審査制の運用が現れた背景要因を解明すること」を本書の課題とし、最終的にはわが国の最高裁判所による違憲審査を分析するための手がかりを得ようとする研究である、と理解することができると思います。著者は、米国における司法行動論、合理的選択制度論、政治学的法学、歴史的新制度論、および政治レジーム・アプローチなどにおける先行研究を検討したうえで、違憲審査制の運用を規定する要因として、裁判所の規範的資源、政治的資源、実務的資源という「資源」要因と、その利用に関わる裁判所内の価値観の構成という「人」の要因に着目します。そのうえで、「司法積極主義の政治的構築」という視角、すなわち、政治的指導者の利益と裁判所による違憲審査は必ずしも対立するものではなく、政治的指導者自身が特定領域における裁判所の積極主義の構築に従事することがありうるという見方に立って、それがどのような場合に生じているかを、ウオーレン・コート、バーガー・コート、レーンキスト・コートにおける事例を検討しながら明らかにしています。著者のいう「司法積極主義の政治的構築」は、「政策定着」を目的とする場合、「政策実現」を目的とする場合、さらには「決定回避」を目的とする場合がありますが、おもに「政策実現」について、実際に「司法積極主義の政治的構築」がどのように行なわれてきたか、そのダイナミズムを米国のより一般的な政治的文脈のなかで検討し、次に、連邦最高裁がそれ自身の立場から司法積極主義をどのように展開してきたかを、「資源」要因と「人」の要因に着目して検討しています。そして、最後に、わが国でも「司法積極主義の政治的構築」が生じうる可能性を指摘し、最近の最高裁判所の変化について「資源」と「人」の面から分析を加えています。

本書のなかで論じられている見方は、著者自身が引用しているように、米国においては必ずしも新しい見方とは言えないように思われます。しかし、著者は違憲審査制の積極的運用を可能にする条件は何かという一貫した問題関心に基づいて、先行研究を幅広く渉猟し、議論の組み立ても堅実で、しっかりしたストラクチャーを持つすぐれた論文であるという点で、委員会の意見は一致しました。法社会学の研究としては、米国の制度についての議論の整理を超えて、わが国の状況についての議論をもっと聞き

たいところですが、その点はまだ作業に取りかかったところという印象です。その点についての今後の研究の発展に期待する、という意味でも、奨励賞にふさわしいということになりました。

受賞の言葉

受賞の言葉——第 14 回 学会奨励賞（著書部門） 見平 典（京都大学）

この度は、拙著『違憲審査制をめぐるポリティクス——現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の背景』に第 14 回学会奨励賞の栄を賜り、大変光栄に存じますとともに、心より御礼申し上げます。大変身の引き締まる思いでございます。学会奨励賞選考委員会の先生方に、深く感謝申し上げます。

拙著は、アメリカ連邦最高裁判所が、20 世紀中期以降に積極的に違憲審査制を運用するに至った背景的要因を、経験的に解明しようと試みたものであります。周知の通り、現代のアメリカ連邦最高裁判所は、様々な問題について積極的に違憲審査権を行使しており、国政の重要な一翼を担っております。その姿は、日本の最高裁判所と対照をなしており、なぜ日米両国では同一の制度をめぐる対照的な運用が見られるのか、そもそもいかなる要因が違憲審査制の運用を規定しているのか、疑問の生じるところです。そして、この疑問は、違憲審査制が人権や憲法秩序の保障において現実に持つ意味を考えたとき、学問的にも実践的にも重要な意義を持っているように思われます。そこで、拙著では、これらの疑問を解明する手掛かりを得るため、現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の過程を分析した次第でございます。

具体的には、まず先行研究に理論的な検討を加え、違憲審査制の運用の規定要因として、裁判所の保有する資源の量と裁判所内の価値観の構成が重要であることを指摘致しました。その上で、20 世紀中・後期のアメリカの憲法過程を分析し、実際にこれらの要因の変化が、連邦最高裁判所の積極化を導いていたこと、そして、それら要因の変化には当時の政治指導者の行動が密接に関わっていたことを明らかにしました。そして最後に、以上の議論を踏まえて、違憲審査制をめぐる近年の日本の最高裁判所の変化について分析するとともに、違憲審査制のさらなる活性化のための方策について検討を加えました。

もともと、日本の最高裁判所の変容に関する分析は、未だ予備的な段階に止まっておりますし、違憲審査制の活性化に関する検討も、政策論として求められる緻密さを備えるには至っておりません。今後はこの点を十分に自覚し、さらに精進を重ねて参る所存です。また、今後、日本の憲法政治・司法政治につきまして、研究の対象をより広げて参りたく存じます。今回の受賞を励みに、研究にさらに努めて参る所存でございますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、拙著の完成に至るまでには、法社会学・憲法学・政治学の諸分野の多くの先生方からご懇切なご指導を賜りました。法社会学分野におきましては、特に、棚瀬孝雄先生（京都大学名誉教授）、船越資晶先生（京都大学教授）、阿部昌樹先生（大阪市立大学教授）、佐藤岩夫先生（東京

大学教授) から格別のご指導を賜りました。この場をお借り致しまして、心より御礼を申し上げます。

拙いご挨拶ではございますが、素晴らしい出会いに恵られました幸運を噛みしめつつ、お世話になりましたすべての方々への深い感謝の意を表しまして、私の受賞のご挨拶とさせていただきます。この度は、誠にありがとうございました。